

健都クラスター推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、健都クラスター推進協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）における国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所を中心とした、健康・医療のクラスター（以下「本クラスター」という。）形成を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健都内外との有機的連携方策に関する協議・調整
- (2) 本クラスターの広報活動
- (3) 本クラスターへの企業等に対する立地インセンティブに関する協議・調整及び誘致活動
- (4) クラスター形成の維持等に関する運営の課題等協議及び課題解決に向けた対応への協力
- (5) クラスター形成に関する進捗状況把握・現状評価
- (6) 第1号から第4号に掲げる事項に関する構成団体間の連絡調整
- (7) 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 構成団体

(構成団体)

第4条 本会の構成団体は、別表のとおりとする。

第3章 会議

(設置)

第5条 会議は、事務局が招集する。

2 必要に応じて、関係団体及び機関の出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 本会は、必要に応じ、部会を設置することができる。

第4章 事務局

(事務局)

第6条 本会の事務局は、大阪府に置く。

第5章 規約

(規約の変更)

第7条 この規約の変更は、本会に諮って決定する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、本会に諮って定める。

附則

この規約は平成30年6月14日から施行する。

附則

この規約は令和5年9月7日から施行する。

別表（第4条関係）（50音順）

一般社団法人健都共創推進機構
大阪府
厚生労働省
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
吹田市
摂津市